

保存樹木等の指定実態について

(全国の実態)

秋田市では都市緑化の推進を目的として、歴史のある、美観上優れた、貴重な樹木で保存することが必要な樹木を、保存樹として指定している。

現在秋田市では 1,967 本（平成 19 年 3 月 31 日現在）が指定され、所有者による管理が行われている。

全国の保存樹木の指定状況を見ると、平成 18 年 3 月 31 日現在で 1,000 本以上の指定が行われている自治体は 15 自治体あり、その多くが東京都内の市区町村となっており、秋田市は 4 番目に多い指定本数となっている。

東京都の調布市、府中市においては、指定した樹木等に対して、1 本当たりの補助金を定め、維持管理費として所有者に交付し、保存に努めている。一方で東北の主な都市における保存樹木については、管理のための補助金などの交付しているが 100 本程度あるいはそれ以下の限られた本数となっているのが現状である。

現在秋田市において、1,000 本を超える保存樹木等において、すべての樹木を東北の他都市同様に補助金交付等により、維持管理の徹底を図っていくことは、市が進めている市民協働の推進、受益と負担の適正化、さらに市財政上から困難である。

表 保存樹木指定 1000 本以上の自治体

市町村名	保存樹（本）
調布市	4,814
埼玉県	2,711
府中市	1,985
秋田市	1,974
世田谷区	1,735
杉並区	1,686
大垣市	1,640
川崎市	1,619
藤沢市	1,529
葛飾区	1,455
板橋区	1,449
小平市	1,448
練馬区	1,356
刈谷市	1,214
新宿区	1,010
全国合計	68,800

資料：国土交通省 都市緑化データベース（平成 18 年 3 月 31 日現在）

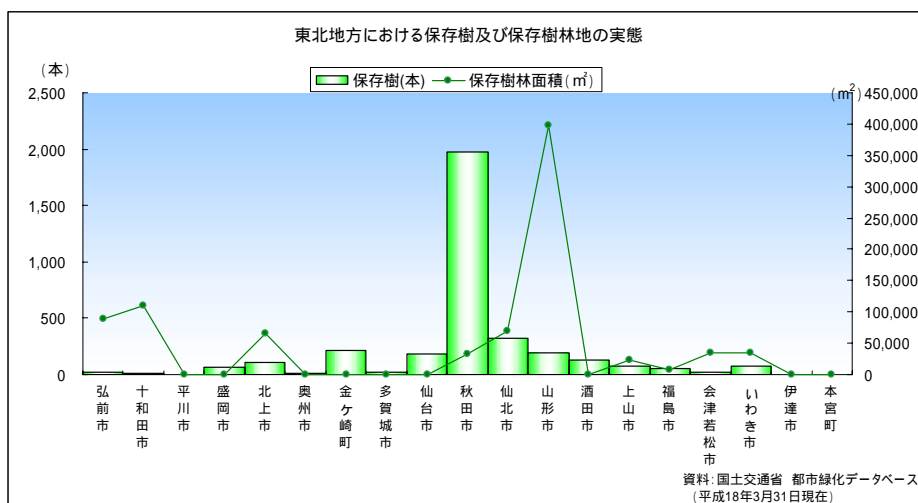


表 東北の主な都市及び指定本数の多い都市における保存樹木等に関する規則骨子

市町村名	秋田市	弘前市	盛岡市	北上市	酒田市	調布市	府中市
指定本数 (H18.3.31)	1974	23	62	106	131	4,814	1,985
指定に関すること	・審議会の意見を聴き、所有者等の承諾を得て指定する。	・審議会の意見を聴き、所有者等の承諾を得て指定する。	・盛岡市環境審議会の意見を聴き指定する。	・所有者又は占有者の承諾を得る。	・酒田まちなみ景観審議会に諮問し、所有者等の同意を得て、指定する。	・所有者等の同意を得て指定する。	
管理に関すること	・所有者による適正な管理。 ・応急措置への市の協力。	・助言、補助金の交付など	・予算の範囲内において補助金の交付その他の援助ができる。	維持管理補助制度 ・人夫費・資材代他：補助額は、当該経費の2分の1、限度額は同一年度において2万円	・予算の範囲内において補助金の交付その他の援助ができる。	・補助金を当該年度1本当たり4,000円支給する。	
解除に関すること	・審議会の意見を聴き、所有者等の承諾を得て、解除する。	・審議会の意見を聴き、所有者等の承諾を得て、解除する。	・盛岡市環境審議会の意見を聴き指定解除する。	・所有者又は占有者の承諾を得て指定解除する。	・所有者の申し出により、酒田まちなみ景観審議会に諮問して指定解除する。	・指定の理由が無くなった場合、滅失、枯死の場合指定を解除する。	
指定基準	保存樹等とは、おおむね次のいずれかに該当し、樹木は健全で、かつ、樹形が美観上特にすぐれているものでなければならぬ。 (1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること。 (2) 高さが1.5m以上であること。 (3) 株立ちした樹木で、高さが3m以上であること。 (4) はん登性(蔓状)樹木で、枝葉の面積が30㎡以上であること。 (5) すぐれた美観のある樹木や貴重な樹木であること。 (6) いけがき又は並木をなす樹木の集団で、その長さが30m以上であること。 (7) 樹林の占める土地の面積が、500㎡以上であること。	保存樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていると認められること。 ア 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.2メートル以上であること。 イ 高さが15メートル以上であること。 ウ 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上であること。 エ はん登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上であること。	市長は、自然環境等の保全を図るために必要があると認めるときは、 ・緑地・庭園・樹木・地区又は歴史的建造物をそれぞれ・・・指定できる。	みどりの推進のため必要があると認められる樹木、樹林及び泉を指定できる。	樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れているものとする。 ア 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が3メートル以上であること。 イ 高さが15メートル以上であること。 ウ 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上であること。 エ はん登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上であること。 オ 珍しい樹木であること。 カ 希少価値の高い樹木であること。 キ 歴史、いわれのある樹木であること。 ク 地域とつながりの深い樹木であること。	次の各号のいずれかに該当し、かつ、市長が特に必要と認めるもの。 (1) 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.0メートル以上であり、かつ、樹形が優れているもの。 (2) 高さが10メートル以上あり、かつ、樹形が優れているもの。 (3) 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上あり、かつ、樹形がすぐれているもの。 (4) はん登性(一例として、藤樹の藤)の樹木で枝葉の面積が、20平方メートル以上あるもの。 (5) 生け垣をなす樹木の集団で、その生け垣の長さが20メートル以上であるもの。	大切な緑を保存していくために、次のような奨励金を設けています。
出典	秋田市保存樹指定事務取扱要綱	弘前しみどりの条例施行規則	盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例施行規則	北上市保存樹木等維持管理費補助金交付要綱	酒田市樹木等の保存に関する要綱	調布市自然環境の保全等に関する条例施行規則	保存樹木・保存樹林の奨励金制度について(府中市ホームページ)